

自転車指導啓発重点路線(大牟田警察署)

令和8年4月



① 国道208号
西鉄渡瀬駅前～船津町交差点
➤ **選定理由**
・自転車関連事故が管内で最も多い(令和7年中7件発生)。
・駅や商業施設が多くあり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、歩道通行や並進する自転車も多い。

② 県道南関大牟田北線
唐船西交差点～上内小学校
➤ **選定理由**
・沿線に学校が多く、自転車通学者が多い。

③ 国道389号、県道大牟田川副線
峠茶屋前～三里町三丁目交差点
➤ **選定理由**
・周辺に大学や工場等が複数あり、通学・通勤での自転車利用者が多く、人通りも多い。

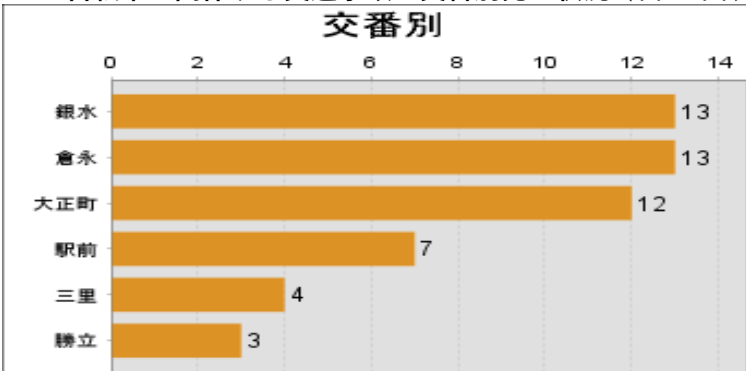
よく見られる自転車利用者の違反形態

- スマホを使用しながらの運転
- 2台以上の並走
- 指定場所一時不停止
- 右側通行(逆走)
- 夜間の無灯火運転

★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう!★

- ヘルメットを必ず着用する!**
自転車利用者はヘルメット着用が努力義務です。お気に入りのヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。
- 自転車は車の仲間!**
「止まれ」の標識がある場所では必ず一時停止しましょう。自転車が通行できる歩道を通行する際も、歩行者優先を心掛けましょう。また、スマホや傘をさしての「ながら運転」も大変危険ですので、やめましょう。
- 夜間はライト点灯!**
自転車のライトはつきますか? 反射器材は汚れていませんか? 自転車に乗る前に、自分の身を守るためにもしっかり点検をしましょう!

自転車に関する交通事故の交番別発生状況(令和7年中)



令和8年4月1日から自転車の交通事故を防ぐため、悪質・危険な交通違反には交通反則通告制度が導入されました。交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。



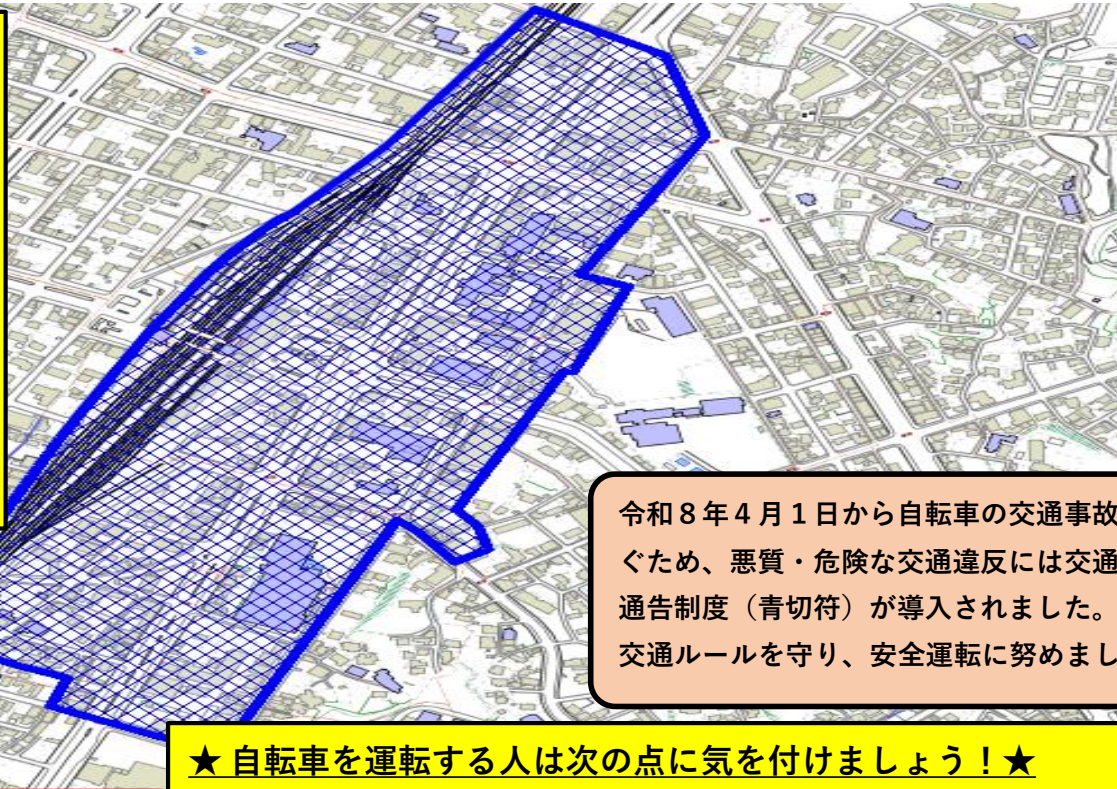
大正町、銀水、倉永交番管内は特に注意
➤大正町交番及び倉永、銀水交番管内では、自転車関連事故が**多い傾向**にあります。

自転車指導啓発重点地区（大牟田警察署）

令和8年4月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態！！

- スマホを使用しながらの運転
- 2台以上の並進
- 指定場所一時不停止
- 右側通行（逆走）
- 夜間の無灯火



令和8年4月1日から自転車の交通事故を防ぐため、悪質・危険な交通違反には交通反則通告制度（青切符）が導入されました。交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。



【重点地区】 大牟田駅地区

（有明町1・2丁目、不知火町1・2丁目）

➤ 選定理由

- ・ 市役所、郵便局及び銀行が集中しており、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望が多い。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 ヘルメットを必ず着用する！

自転車利用者はヘルメット着用が努力義務です。
お気に入りのヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。

2 自転車は車の仲間！

「止まれ」の標識がある場所では必ず一時停止しましょう。
自転車が通行できる歩道を通行する際も、歩行者優先を心掛けましょう。
また、スマホや傘をさしての「ながら運転」も大変危険ですので、やめましょう。

3 夜間はライト点灯！

夜間利用の際は、自分の命を守るためにライトを点灯しましょう。